

ニ成母第 600-1 号  
医政総発 1017 第 2 号  
社援保発 1202 第 1 号  
社援地発 1203 第 1 号  
障企発 1203 第 2 号  
老高発 1204 第 1 号  
老認発 1204 第 2 号  
老老発 1204 第 1 号  
令和 6 年 10 月 17 日

各 都道府県知事 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局総務課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等  
に関する法律」の公布に係る対応について（協力依頼）

平素よりこども家庭行政及び厚生労働行政に御理解、御協力を賜り厚く御礼  
申し上げます。

本日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等

に関する法律（平成 31 年法律第 14 号）」の全部を改正し、昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づく優生手術等や人工妊娠中絶等を受けることを強いられて被害を受けた者に対する補償金、優生手術等一時金及び人工妊娠中絶一時金（以下「補償金等」という。）の支給に関し必要な事項等を定めた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和 6 年法律第 70 号。以下「法」という。）」が公布されました。

政府として、旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられたみなさまに対して、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げているところであります。今後、立法府の総意により制定していただいた法に基づき、制定されるに至った経緯や趣旨を十分に踏まえ、被害者の方に補償金等の支給が着実に行われるよう、必要な広報・周知を含め、全力を尽くしてまいりたいと考えております。

## ○ 今回の改正内容

法では、前文において、国会及び政府が、最高裁大法廷判決を真摯に受け止め、特定疾病等に係る方々を差別し、生殖を不能にする手術を強制してきたことに關し、日本国憲法に違反する立法行為を行い及びこれを執行するとともに、優生上の見地からの誤った目的に係る施策を推進してきたことについて、深刻にその責任を認め心から深く謝罪するとともに、これらの方々が特定疾病等を理由に人工妊娠中絶を強いられたことについても、心から深く謝罪することを記しております。

その上で、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に補償金を支給すること、優生手術等を受けた本人で生存している方に優生手術等一時金を支給すること及び人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に人工妊娠中絶一時金を支給することを規定しております。

国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援及び補償金等の支給の請求に関し利便を図るために措置を適切に講ずることとされているほか、国及び地方公共団体が、補償金等の支給等に係る必要な事務を行うこととなっております。

令和 7 年 1 月 17 日に予定されている法の施行に当たり、追って、必要な内容をお示しする予定ですが、先んじて、これらの事務に必要な体制及び費用について必要な予算を確保するなどの準備をお願いしたく、以下についてご承知おき頂くとともに、都道府県においては、貴管内の市町村に、周知をお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的な考え方

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人又は特定配偶者等に対する補償金、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人で生存している方に対する優生手術等一時金及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた本人で生存している方に対する人工妊娠中絶一時金の請求者については、その多くが疾病や障害を抱えた方であることが想定され、また、請求者にとっては、当時のことを思い出す必要があること等、心理的な負担となることも想定されます。このため、請求者の心情を理解した上で、丁寧な相談・支援など、特段の配慮をお願いいたします。

また、周知・広報や相談支援等の実施に当たっては、旧優生保護法に係る対応部局のみならず、障害や医療関係部局などにも密接に関係しますので、各都道府県におかれましては、それぞれの庁内関係部局間で連携いただきながら、丁寧な対応をお願いいたします。

### 2. 周知・広報

#### (1) 総論

法第24条第1項において、国及び地方公共団体は、補償金等の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとされており、必要な周知広報について、ご協力をお願いします。なお、広報物の例、個別通知の実施に係る留意点及び弁護士会等によるサポート体制等の詳細については、追ってお示しする予定です。

#### (2) 案内方法

補償金等の支給対象者の中には、障害福祉サービス等の行政サービスを利用している者も多いと想定されることから、各市町村においては、追って必要な広報物の配布を行うとともに、必要に応じて、都道府県の窓口への案内等を行っていただく予定です。

#### (3) 個別通知

周知に当たっては、都道府県において、仮に支給対象者を把握している場合に、補償金等の支給対象になりうる旨を個別に通知することについては、今回の立法趣旨を踏まえ、個々人の置かれている状況等に応じて、先行して実施していた事例を参考しながら、適切な実施を検討いただきますよう、お願いいいたします。また、対象者の多くは障害者であることに留意し、法第24条第3項のとおり、障害者支援施設、障害者の支援に関する活動を行う団体その他の関係者の協力を得ながら実施をお願いいたします。

なお、これまで旧優生保護法に基づく優生手術等を受け、一時金を支給されていた方に対しては、今後、補償金等の案内を個別に行うことを検討しており、その際はご協力をお願ひいたします。

#### (4) 弁護士による相談体制

令和6年9月18日の超党派議員連盟総会で示された「骨子素案」において、補償金等の支給手続については、弁護士会等による請求をサポートする仕組みを活用することが記載されております。こちらの仕組みの活用についても、あわせて周知広報いただきますよう、お願ひいたします。

### 3. 相談支援

法第24条第2項において、国及び都道府県は、補償金等の支給を受けようとする者に対する相談支援、補償金等の支給の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとされており、同条第3項においては、その際、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者及び旧優生保護法に基づく人工妊娠中絶等を受けた者（以下「支給対象者」という。）の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設、障害者支援団体等の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとされています。そのため、都道府県において、請求者が相談・請求をしやすい体制整備のため、必要な人員及び予算の確保をお願いいたします。

その際、例えば、請求者が安心して相談できるよう、

- ・ 補償金等についての専用相談ダイヤルや府内の専用窓口の設置
- ・ プライバシーに配慮した受付体制の整備
- ・ 障害がある方でも請求が円滑に行えるような配慮（筆談の準備や手話通訳者の配置、ホームページの読み上げ機能の活用等）
- ・ 弁護士会、医療関係者、障害者支援団体等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施

等の配慮を行うことが考えられます。

また、優生手術等だけではなく、人工妊娠中絶等についても、請求の受付後、速やかに都道府県が保有する記録の調査や当該都道府県職員からの聴取を行い、並行して、関係機関（医療機関、福祉施設、市町村等）に対し、記録の調査等を行い、それらの結果をこども家庭庁に報告いただくこととなります。

### 4. 必要な予算措置について

2・3における事務等については、準備等で先行して必要となった事務費用も含め、追って、必要な予算措置等を行う予定です。なお、当該予算措置等を行う前から、都道府県において当該準備等を実施することができるよう、旧優生一時金支給等都道府県事務取扱交付金の交付要綱を改正し、本日以降、当該準備等に

必要な事務費用も補助対象とする予定です。

上記を踏まえつつ、各都道府県におかれましては、12月議会における補正予算の計上など、必要な予算措置を行っていただくようお願いします。

(照会先)

こども家庭庁成育局母子保健課

電話 : 03-6862-0505

Mail : boshihoken.kikaku@cfa.go.jp